

議案第55号

米原市地域包括医療福祉センター条例の一部を改正する条例について

米原市地域包括医療福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

令和3年4月1日から、米原市地域包括医療福祉センターを構成する施設のうち訪問介護看護ステーションを廃止すること、ならびに診療所の診療時間および利用料金の一部を規則に定めることについて、この案を提出するものである。

## 米原市地域包括医療福祉センター条例の一部を改正する条例

米原市地域包括医療福祉センター条例（平成 26 年米原市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削り、第 3 号を同条第 2 号とする。

第 3 条第 2 項を削り、第 3 項を同条第 2 項とする。

第 4 条を次のように改める。

### （診療時間等）

第 4 条 医療福祉センターの各施設の診療時間および休診日ならびに開館時間および休館日等は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、急を要するとき、または市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

#### （1） 診療所

ア 診療時間 規則で定める。

イ 休診日

（ア） 日曜日

（イ） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

（ウ） 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

#### （2） 診療所の病児および病後児の保育

ア 実施時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ 休業日

（ア） 日曜日および土曜日

（イ） 祝日法による休日

（ウ） 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

#### （3） 児童発達支援センター

ア 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 6 時まで

イ 休館日

（ア） 日曜日

（イ） 祝日法による休日

（ウ） 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

第6条、第7条および第8条を削り、第9条を第6条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(医療保険各法)

第7条 医療保険各法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

第10条本文に次のただし書を加える。

ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療費等以外のものについては、消費税および地方消費税に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

第10条第1号中「(平成12年厚生省告示第22号)」を「(平成27年厚生労働省告示第93号)」に改め、同号イおよびウを次のように改める。

イ 次に掲げるものは、それぞれに掲げる額の範囲内において規則で定める額とする。

(ア) 健康診断料 1人1回当たり診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表における初診料の点数に1点単価10円を乗じた額  
(イ) 文書料（診断書、証明書等） 1通常たり10,000円

ウ アおよびイに定めるものほか、アの規定により算定しがたいもの、およびその他の料金については、規則で定める額とする。

第10条を第8条とする。

第11条を削る。

第12条中「第3項」を「第2項」に改め、同条を第9条とする。

第13条を第10条とし、第14条を第11条とし、第15条を第12条とする。

第16条第2項第3号中「第10条から第12条まで(第10条第1号イに規定する手数料を除く。第18条において同じ。)」を「第8条および第9条」に改め、同条第3項中「第13条」を「第10条」に改め、同条を第13条とする。

第17条を第14条とする。

第18条第1項中「第16条」を「第13条」に、「第10条から第12条まで」を「第8条およ

び第9条」に改め、同条第2項および第3項中「第10条から第12条まで」を「第8条および第9条」に改め、同条を第15条とする。

第19条を第16条とする。

別表第1、別表第2および別表第3を削る。

#### 付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

米原市地域包括医療福祉センター条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(施設)</p> <p>第2条 米原市地域包括医療福祉センター(以下「医療福祉センター」という。)を構成する施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療所</p> <p>(2) 児童発達支援センター</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(施設)</p> <p>第2条 米原市地域包括医療福祉センター(以下「医療福祉センター」という。)を構成する施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療所</p> <p><u>(2) 訪問介護看護ステーション</u></p> <p><u>(3) 児童発達支援センター</u></p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 訪問介護看護ステーションは、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第1項に規定する指定訪問看護事業(以下「指定訪問看護」という。)</u></p> <p>ア 寝たきり老人等(疾病、負傷等により寝たきりの状態にある老人またはこれに準ずる状態にある老人をいう。以下同じ。)に対し、その者の家庭において看護師、保健師その他看護に関し専門的な知識を有する者(以下「看護師等」という。)が行う療養上の世話または必要な診療の補助に関する事。</p> <p>イ 寝たきり老人等の家族その他の介護者に対する介護の指導に関する事。</p> <p>ウ その他寝たきり老人等の看護に関し必要な事業</p> <p><u>(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条に規定する訪問看護事業(以下「健康保険法における訪問看護」という。)</u></p> <p>ア 疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受け</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療福祉センターを構成する施設から訪問介護看護ステーションを除くことに伴う改正</li> <li>・訪問介護看護ステーションの廃止に伴う削除</li> </ul>

	<p>る状態にある者で、健康保険法第 88 条第 1 項に該当する者(前号の規定の適用を受ける者を除く。以下「居宅療養者」という。)に対し、その者の家庭において看護師等が行う療養上の世話または必要な診療の補助に関すること。</p> <p>イ 居宅療養者の家族その他の介護者に対する介護の指導に関すること。</p> <p>ウ その他居宅療養者の看護に関し必要な事業</p> <p>(3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 14 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業(以下「介護保険法における訪問介護看護」という。)</p> <p>ア 居宅要介護者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話または診療の補助に関すること。</p> <p>イ その他居宅要介護者の看護に関し必要な事業</p> <p>3 児童発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(診療時間等)</p> <p><u>第 4 条 医療福祉センターの各施設の診療時間、診察日および休診日ならびに開館時間および休館日は、次の各項に掲げるとおりとする。ただし、急を要するとき、または市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</u></p> <p>(1) 診療所</p> <p>ア 診療時間 規則で定める。</p> <p>イ 休診日</p> <p>(ア) 日曜日</p> <p>(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」とい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 項削除による項ずれ</li> <li>・医療福祉センターの各施設の診療時間等を項建てから号建てに置き換える改正</li> <li>・診療所の診療時間を規則で定めることに伴う改正</li> </ul>
--	---	---

う。)

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 診療所の病児および病後児の保育

ア 実施時間 午前8時30分から午後5時30分まで

イ 休業日

(ア) 日曜日および土曜日

(イ) 祝日法による休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 児童発達支援センター

ア 開館時間 午前8時30分から午後6時まで

イ 休館日

(ア) 日曜日

(イ) 祝日法による休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前項の規定にかかわらず、前条第1項第6号に掲げる保育の実施時間および休業日は次に掲げるとおりとする。

(1) 実施時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 休業日

ア 土曜日および日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

4 訪問介護看護ステーションの開館時間および休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休館日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

5 児童発達支援センターの開館時間および休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後6時まで

(2) 休館日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(指定訪問看護の利用者の範囲)

・訪問介護看護ステーションの廃止に伴う削除

・訪問介護看護ステーション

<p>(児童発達支援センターの利用者の範囲)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>(医療保険各法)</p> <p><u>第7条 医療保険各法は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>健康保険法</u></p> <p>(2) <u>船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)</u></p>	<p><u>第6条 指定訪問看護を利用することができる者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条に規定する後期高齢者医療の被保険者で、次の各号の全てに該当するものとする。</u></p> <p>(1) 寝たきり老人等であること。</p> <p>(2) 病状が安定期にあり、家庭において看護師等が行う療養上の世話または診療の補助を要する者として、主治医が認めたものであること。</p> <p>(健康保険法における訪問看護の利用者の範囲)</p> <p><u>第7条 健康保険法における訪問看護を利用することができる者は、次に掲げる医療保険各法の被保険者またはその被扶養者であって、居宅療養者とする。</u></p> <p>(1) <u>健康保険法</u></p> <p>(2) <u>船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)</u></p> <p>(4) <u>国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)</u></p> <p>(5) <u>地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)</u></p> <p>(6) <u>私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)</u></p> <p>(介護保険法における訪問介護看護の利用者の範囲)</p> <p><u>第8条 介護保険法における訪問介護看護を利用することができる者は、同法第 27 条の規定に基づき要介護認定を受けた者とする。</u></p> <p>(児童発達支援センターの利用者の範囲)</p> <p><u>第9条 略</u></p>	<p>の廃止に伴う削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護看護ステーションの廃止に伴う削除</li> <li>・訪問介護看護ステーションの廃止に伴う削除</li> <li>・条ずれ</li> <li>・医療保険各法に関する規定の追加</li> </ul>
--	--	--

<p>(3) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)</p> <p>(診療所の利用料金)</p> <p><u>第 8 条</u> 第 3 条第 1 項各号に規定する診療または保育を受けた者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならぬ。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなる診療費等以外のものについては、消費税および地方消費税に相当する額を加算した額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる診療等</p> <p>ア 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)または介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)および厚生労働大臣が定める 1 単位の単価(平成 27 年厚生労働省告示第 93 号)に基づき算定した額</p> <p>イ 次に掲げるものは、それぞれに掲げる額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(ア) 健康診断料 1 人 1 回当たり診療報酬の算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表における初診料の点数に 1 点単価 10 円を乗じた額</p> <p>(イ) 文書料(診断書、証明書等) 1 通当たり 10,000 円</p> <p>ウ アおよびイに定めるもののほか、アの規定により算定しがたいもの、およびその他の料金については、規則で</p>	<p>(診療所の利用料金)</p> <p><u>第 10 条</u> 第 3 条第 1 項各号に規定する診療または保育を受けた者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならぬ。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる診療等</p> <p>ア 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)または介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)および厚生労働大臣が定める 1 単位の単価(平成 12 年厚生省告示第 22 号)に基づき算定した額</p> <p>イ 別表第 2 に定める手数料</p> <p>ウ その他診療行為に伴う患者の自己負担に関するものについては、規則で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条ずれ</li> <li>・消費税が課されるものは、利用料金の額に消費税および地方消費税に相当する額を加算する規定の追加</li> <li>・厚生労働省告示の変更による改正</li> <li>・利用料金の額を条例のほか、規則で定めることによる改正</li> </ul>
---	--	--

<p><u>定める額とする。</u></p> <p>(2) 第3条第1項第6号に掲げる保育略</p> <p>(児童発達支援センターの利用料金)</p> <p><u>第9条 第3条第2項に規定する児童発達支援センターの事業を利用した者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額</p> <p>(2) 第3条第2項第4号に掲げる障害児相談支援 児童福祉法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(入場の制限)</p>	<p>(2) 第3条第1項第6号に掲げる保育略</p> <p><u>(訪問介護看護ステーションの利用料金)</u></p> <p><u>第11条 第3条第2項に規定する訪問介護看護ステーションの事業を利用した者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) 第3条第2項第1号および第2号に掲げる指定訪問看護および健康保険法における訪問看護 別表第3に定める利用料金</p> <p>(2) 第3条第2項第3号に掲げる介護保険法における訪問介護看護 介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)および厚生労働大臣が定める1単位の単価に基づき算定した額</p> <p>(児童発達支援センターの利用料金)</p> <p><u>第12条 第3条第3項に規定する児童発達支援センターの事業を利用した者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) 第3条第3項第1号から第3号までに掲げる児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額</p> <p>(2) 第3条第3項第4号に掲げる障害児相談支援 児童福祉法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(入場の制限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護看護ステーションの廃止に伴う削除</li> <li>・条ずれ</li> <li>・項ずれによる改正</li> <li>・項ずれによる改正</li> <li>・項ずれによる改正</li> </ul>
---	---	--

<u>第10条</u> 略 (損害賠償の義務)	<u>第13条</u> 略 (損害賠償の義務)	・条ずれ
<u>第11条</u> 略 (地域包括支援センター)	<u>第14条</u> 略 (地域包括支援センター)	・条ずれ
<u>第12条</u> 略 (指定管理者による管理)	<u>第15条</u> 略 (指定管理者による管理)	・条ずれ
<u>第13条</u> 略 2 前項の規定により指定管理者に医療福祉センターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。 (1)・(2) 略 (3) 第8条および第9条に定める利用料金の収受に関すること。  (4) 略 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 4 略 (指定管理者の管理の基準等)	<u>第16条</u> 略 2 前項の規定により指定管理者に医療福祉センターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。 (1)・(2) 略 (3) 第10条から第12条まで(第10条第1号イに規定する手数料を除く。第18条において同じ。)に定める利用料金の収受に関すること。  (4) 略 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 4 略 (指定管理者の管理の基準等)	・条ずれによる改正 ・手数料を除く規定の削除
<u>第14条</u> 略 (利用料金)  第15条 市長は、第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第8条および第9条に定める利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。	<u>第17条</u> 略 (利用料金)  <u>第18条</u> 市長は、第16条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第10条から第12条までに定める利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。	・条ずれによる改正
2 第8条および第9条の規定にかかわらず、前項の規定によ	2 第10条から第12条までの規定にかかわらず、前項の規定	・条ずれによる改正

り指定管理者に第8条および第9条の利用料金を收受させる場合は、利用者は、当該利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、第8条および第9条に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 4・5 略

(委任)

#### 第16条 略

により指定管理者に第10条から第12条までの利用料金を收受させる場合は、利用者は、当該利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、第10条から第12条までに定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 4・5 略

(委任)

#### 第19条 略

・条ずれによる改正

・条ずれによる改正

・条ずれ

・診療時間を規則で定めることによる別表第1の削除

別表第1(第4条関係)

	<u>月曜日</u>	<u>火曜日</u>	<u>水曜日</u>	<u>木曜日</u>	<u>金曜日</u>	<u>土曜日</u>
午前	午前 9時から午後零時まで	午前 9時から午後零時まで	午前 9時から午後零時まで	午前 9時から午後零時まで	午前 9時から午後零時まで	午前 9時から午後零時まで
	午後 零時まで	午後 零時まで	午後 零時まで	午後 零時まで	午後 零時まで	午後 零時まで
午後	午後 2時から午後 5時まで	午後 3時30分から午後 5時まで	午後 3時30分から午後 5時まで		午後 2時から午後 5時まで	
	午後 5時まで	午後 5時まで	午後 5時まで			

別表第2(第10条関係)

普通診断書	1通	1,500円
健康診断書	1通	3,000円+検査料
死亡診断書(死産証明書を含む。)	1通	5,000円(ただし、1通増すごとに1,000円)

・診療所の利用料金を改正後の第8条に定めることによる別表第2の削除

死体検案書 検案書料 1通 7,000円
立会料 10,000円
出生証明書 1通 2,000円(ただし、1通増すごとに500円)
生命保険死亡診断書 1通 5,000円
生命保険会社からの問合せ証明書 1通 5,000円
恩給診断書 1通 5,000円
医療費支払証明書(税務用) 1通 500円
自賠法交通災害保険診断書 1通 5,000円
自賠法交通災害保険明細書 1通 5,000円
自賠法交通災害保険後遺症診断書 1通 5,000円
労災休業意見書 1通 4,000円
おむつ代証明書 1通 1,000円
介護保険サービスに係る意見書 1通 2,000円
介護保険サービスに係る診断書 1通 2,000円

#### 別表第3(第11条関係)

#### 訪問介護看護ステーションの利用料金

##### 1 指定訪問看護利用料金

利用料金の種類	単位	算定基準
基本利用料金	利用1日に つき	高齢者の医療の確保に関する 法律第67条第1項各号に掲げ る場合の区分に応じ、同項各 号に定める割合を乗じて得た 額
上記に掲げるものの ほか、その他の指定 訪問看護に要する費に 用	当該費用を 要したごと に	利用者の自己負担に関するも ので規則で定める額

- ・訪問介護看護ステーションの廃止による別表第3の削除

2 健康保険法における訪問看護利用料金

利用料金の種類	単位	算定基準
基本利用料金	利用 1 日に つき	訪問看護療養費の額に、健康 保険法第 74 条第 1 項各号に掲 げる場合の区分に応じ、同項 各号に定める割合を乗じて得 た額
上記に掲げるものの ほか、その他の訪問 看護に要する費用	当該費用を 要したごと に	利用者の自己負担に関するも ので規則で定める額